

2019年9月6日

株 主 各 位

名古屋市名東区高社一丁目210番地

藤 久 株式会社

代表取締役社長 後 藤 薫 徳

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2019年9月26日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ2階 藤の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第59期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 監査役2名選任の件 |
| 第2号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第4号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.fujiky-corp.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
--

(添付書類)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における国内景気情勢は、企業収益や雇用・所得環境等の改善を背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方で、個人消費は持ち直しつつあるものの消費者マインドが弱含むほか、国外政治・経済の不確実性が増すなど、先行きは依然不透明な状況で推移しました。

手芸・服飾品業界におきましては、業種や業態の垣根を越えた企業間競争が継続するなか、消費者の節約志向は根強く、依然として厳しい経営環境となりました。

このような情勢のもとで、当社では、当事業年度から、役員の担当替えを含む大幅な組織変更、出退店政策の見直し、戦略推進プロセスの仕組み化などの「構造改革」に取り組んでまいりました。また、会員制度の大幅な見直しやオムニチャネルの構築などにより、会員数及び来店客数の増加を図ってまいりました。既存店売上高は、第2四半期以降に底を打ち、回復傾向にあるものの、お客様に来店していただくことを目的とした政策や積極的な在庫処分を推し進めたため、利益面では厳しい推移となりました。

(店舗販売部門)

当事業年度における店舗展開につきまして、新規出店では、「クラフトハートトーカイ」5店舗を開設し、退店では「クラフトハートトーカイ」24店舗、「クラフトパーク」1店舗及び「サントレーム」3店舗の合計28店舗を閉鎖しました。また、店舗移設のタイミングに合わせ「クラフトパーク」から「クラフトハートトーカイ」への業態変更を1店舗、「クラフトループ」から「クラフトハートトーカイ」への業態変更を1店舗で実施しました。この結果、当事業年度末の総店舗数は451店舗となりました。

店舗運営面につきましては、「①お客様満足度の向上、②『トーカイグループアプリ』ダウンロード数と『LINE@』登録数の目標達成、③使命（役割）を果たす」を重点目標とし、既存店の立て直しに取り組んでまいりました。お客様満足度の向上策としては、手芸専門店において、会員価格の見直し及びポイント制度の大幅見直しを実施しましたほか、会員様向けDM（ダイレクトメール）ハガキのご利用回数を、従来はセール期間中1回であったものを、セール期間中に何回でもご利用いただけるよう改善しました。また、セール向けスペシャルプライス品の設定やポイント付与の仕組みの見直しなど、会員様の利便性向上を図りました。DMセールの

見直しにより、セール期間中の売上目標をほぼ達成するなど一定の成果を得られました。しかしながら、DMセールは既存の会員様向けであり、新規入会者増につながらないことから、当第3四半期会計期間以降、会員様以外の一般のお客様の来店増加を目的とした、折込みチラシによる販促を追加実施いたしました。生活雑貨店舗においては、引き続き「LINE@」登録者獲得の強化を推進しましたほか、地域密着型の店舗を目指し、店舗周辺地域で開催される行事に伴い発生する需要を、各店舗の売場作りに反映する取組みを実施しました。「トーカイグループアプリ」については、ダウンロード数の目標を見直すとともに、店舗有料会員様との連携に重点を移して、連携率の向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、既存店売上高の昨年対比は、当事業年度末にかけて回復傾向となりましたが、新規出店を抑制し、不採算店の退店を推し進めた結果、店舗数が23店舗の純減となったことなどもあり、当部門の売上高は、178億52百万円（前事業年度比6.5%減）となりました。

（通信販売部門）

通信販売部門では、B to B市場へのアプローチによる新規顧客の開拓を目的として、2018年7月1日付で営業課を新設し、各種法人や団体へ積極的な営業活動を展開しました。また、オムニチャネルの第1ステップとして稼働した「トーカイグループアプリ」からのお客様の利便性を高めるため、実店舗の品揃えを通販サイトの品揃えに反映させましたほか、手芸通販自社サイトの統合を実施しました。カタログ通販は手芸用品、生活雑貨ともに前年を下回りましたが、手芸通販サイト「トーカイドットコム」及び生活雑貨通販サイト「Eサントレーム」では売上高が前年を上回りました。

これらの結果、当部門の売上高は、10億46百万円（前事業年度比0.7%増）となりました。

（その他の部門）

不動産賃貸であり、売上高は40百万円（前事業年度比2.9%減）となりました。

以上の結果、営業成績につきましては、売上高は189億39百万円（前事業年度比6.1%減）、営業損失は15億32百万円（前事業年度は7億72百万円の営業損失）、経常損失は15億16百万円（前事業年度は7億62百万円の経常損失）となりました。収益性の低下に伴う減損損失13億17百万円を特別損失に計上しましたことから、当期純損失は29億19百万円（前事業年度は15億40百万円の当期純損失）となりました。

（2）資金調達の状況

当事業年度中に、設備投資資金として、金融機関より長期借入金10億50百万円、短期借入金4億50百万円の調達を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、店舗販売部門における5店舗の新規開設を中心に行いました。その主なものは、新規出店の店舗設備44百万円、既存店の改装等71百万円による有形固定資産の取得のほか、情報システム関連24百万円であります。その結果、設備投資の総額は1億46百万円となりました。

なお、上記設備投資額のほか、新規出店に係る差入保証金17百万円、長期前払費用1百万円を支出しております。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第56期 (2016年6月期)	第57期 (2017年6月期)	第58期 (2018年6月期)	第59期 (当事業年度) (2019年6月期)
売上高(百万円)	21,800	21,387	20,170	18,939
経常利益(百万円)	281	5	△762	△1,516
当期純利益(百万円)	△55	△520	△1,540	△2,919
1株当たり当期純利益	△13円09銭	△123円72銭	△366円32銭	△694円42銭
総資産(百万円)	16,496	15,904	14,312	12,722
純資産(百万円)	12,206	11,634	10,038	7,107
1株当たり純資産額	2,902円98銭	2,766円96銭	2,387円57銭	1,690円40銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. △は損失を示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益及び雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府や日銀の各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復基調が継続することが期待されます。一方で、10月に予定される消費増税の影響及び海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、企業にとっては不透明な経営環境が続くものと思われます。

このような状況のもと、当社では、2018年7月より「構造改革」に取り組んでまいりました。今後は、その成果を確固たるものとすべく『藤久リボンプラン』として、より一層踏み込んだ施策を実施し、2021年6月期での黒字転換を目標としております。具体的には、①不採算店舗を、3年間で100店舗を目途として積極的に閉鎖するほか、本部人員のスリム化等のリストラクチャリングによる生産性の向上 ②オムニチャネルによる、実店舗とECとの相互送客の実現 ③物流システムの見直しによる、輸送業務の効率化 ④店舗運営部門の子会社化による意思決定の迅速化 ⑤利用予定のない自社所有固定資産の売却 ⑥従来の取引の見直しによる仕入コストの低減、などを強力に推進してまいります。

そして、昨年制定したビジョン「お客様が心豊かなくらしを実現できるよう、『作る喜び』『贈る喜び』と共に、つねに新たな価値をお届けし、地域でいちばん愛されるお店を目指します。」を実現するために、当社の強み（①現場力 ②スケールメリット ③情報力）を活かした「全社戦略」を全役職員が共有し、邁進することで、会社の収益力を高め、業績の回復を図る決意であります。

店舗販売部門につきましては、次の3つを重点目標として定め、営業利益の回復に向けて取り組んでまいります。

① 会員獲得の強化

手芸専門店における会員制度は、当社の重要な経営基盤であります。会員制度については、会員様の利便性が向上するよう見直し、会員制度の価値とお客様満足度を高め、会員獲得の強化につなげてまいります。

② 「トーカイグループアプリ」ダウンロード数・「LINE@」登録者の獲得と連携強化

手芸専門店において展開する「トーカイグループアプリ」ダウンロード数及び生活雑貨専門店で展開する「LINE@」の登録者数を増やすとともに、店舗会員制度との連携率の向上を推し進めます。連携率の向上については、登録方法の簡略化や連携特典を見直すほか、お客様が親しみを持てるコンテンツを拡充してまいります。

③ 品揃えの強化と価格の見直し

手芸専門店では、定番商品の見直しを行うとともに、地域の適正価格を把握し、地域に即した品揃えと価格の見直しを進めてまいります。また、「競合店に勝てる強い店」をテーマとし、品揃えから内装什器に至るまで抜本的に見直したモデル店改装を実施し、その効果を全店に波及させてまいります。

通信販売部門につきましては、手芸用品通販の自社サイトを統合した「トーカイドットコム」については、「日本最大級の品揃え」をコンセプトとして商品の拡充を図り、実店舗と自社サイトの相互送客を強化してまいります。カタログ通販は、手芸用品通販、生活雑貨通販ともに厳しい状況が続くことが予想されるため、売上高の確保とともに、収益を確保できるようコスト管理を徹底してまいります。また、営業課においては各種法人・団体への積極的なアプローチを推進し、売上高の増大を図ってまいります。

当社は3期連続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような状況のもと、当社では、上記の各種政策を着実に実行してまいります。また、現状の当社は、現金及び預金の残高にて当面の間の運転資金が十分に賄える状況であり、資金繰りの懸念はありません。

従いまして、当事業年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断し、計算書類の「継続企業の前提に関する注記」には記載しております。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2019年6月30日現在）

当社は、手芸用品・衣料品及び服飾品その他関連する生活雑貨等の企画・販売を主要業務とし、主に手芸専門店及び生活雑貨専門点をチェーン展開するほか、インターネット等を媒体とする通信販売も行っております。

部 門 区 分	業 態
店 舗 販 売 部 門	手芸専門店：クラフトハートトーカイ、クラフトワールド、クラフトパーク、 クラフトループ、キャランキャラン 生活雑貨専門店：サントレーム
通 信 販 売 部 門	ネット媒体：クラフトハートトーカイ（ドットコム） シュゲール（楽天店、ヤフー店、アマゾン店） サントレーム（楽天店、ヤフー店） ジャストパートナー（楽天店、ヤフー店） DM媒体：シュゲール、ジャストパートナー
そ の 他 の 部 門	不動産賃貸

(8) 主要な営業所及び店舗 (2019年6月30日現在)

本社 名古屋市名東区

第2ビル 名古屋市名東区

店舗 451店舗(手芸専門店436店舗、生活雑貨専門店15店舗)
北海道13店舗、東北39店舗、関東122店舗、中部138店舗、
近畿61店舗、中国30店舗、四国9店舗、九州39店舗

(9) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
223名	7名減	40.9歳	15.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、嘱託100名及び臨時雇員(パートタイマー等)の期中平均人員1,304名(1人1カ月170時間勤務換算)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社名古屋銀行	500百万円
株式会社愛知銀行	500百万円
株式会社北陸銀行	500百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 4,205,000株（うち自己株式434株）
- ③ 株主数 7,564名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
後藤 薫 徳	千株 845	% 20.11
G O T O 株 式 会 社	844	20.07
藤 久 取 引 先 持 株 会	308	7.33
藤 久 従 業 員 持 株 会	184	4.39
中 野 置 瀬 子	85	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	69	1.64
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	57	1.36
株 式 会 社 愛 知 銀 行	57	1.36
株 式 会 社 ス ペ ー ス	34	0.81
株 式 会 社 北 陸 銀 行	32	0.78

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年6月30日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
後 藤 薫 徳	代表取締役社長	
樹 神 雄 二	常務取締役（総務部、人事部担当）	
伊 藤 伸一郎	取締役（商品部、通販部担当）	
木 浦 潮	取締役（第一運営部、第二運営部、店舗開発室担当）	
飯 田 利 彦	取締役（経理部、情報システム部担当）	
柘 植 里 恵	取締役	公認会計士 柘植公認会計士事務所所長 (株)ラ・ヴィーダプランニング代表取締役 愛三工業(株) 社外取締役 ホシザキ(株) 社外取締役
小 川 洋 子	取締役	弁護士 太田・渡辺法律事務所
尾 関 哲 夫	常勤監査役	税理士 尾関哲夫税理士事務所所長
伊 藤 倫 文	監査役	弁護士 伊藤論文法律事務所所長
坂 野 郁 夫	監査役	

- (注) 1. 取締役柘植里恵氏及び小川洋子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾関哲夫氏、伊藤倫文氏及び坂野郁夫氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役尾関哲夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役柘植里恵氏及び小川洋子氏並びに社外監査役伊藤倫文氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に定める独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 2019年1月31日をもって、林孝雄氏は監査役を辞任いたしました。
6. 2019年7月1日付で、取締役の担当を次の通り変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後
飯 田 利 彦	取締役（経理部、情報システム部担当）	取締役（経理部、情報システム部、オムニ推進室担当）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	108百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	13百万円 (13百万円)
合 計 (うち社外役員)	14名 (6名)	122百万円 (17百万円)

- (注) 1. 上記には、2018年6月30日付で辞任により退任した取締役1名、2018年9月26日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名及び2019年1月31日付で辞任により退任した監査役1名が含まれております。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年9月25日開催の第55期定時株主総会決議において年額2億50百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 2018年9月26日開催の第58期定時株主総会決議に基づき、2018年6月30日付で辞任により退任した取締役1名及び2018年9月26日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名に対し退職慰労金52百万円を支給しております。この支給額には、上記及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は、1993年9月28日開催の第33期定時株主総会決議において年額30百万円以内と決議いただいております。
6. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役10名12百万円、監査役1名0百万円）を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	柘 植 里 恵	柘植公認会計士事務所所長 ㈱ラ・ヴィーダブランニング代表取締役 愛三工業㈱社外取締役 ホシザキ㈱社外取締役	取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。 取引関係はありません。
取 締 役	小 川 洋 子	太田・渡辺法律事務所	取引関係はありません。
監 査 役	尾 関 哲 夫	尾関哲夫税理士事務所所長	取引関係はありません。
監 査 役	伊 藤 倫 文	伊藤倫文法律事務所所長	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	柘 植 里 恵	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	小 川 洋 子	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	尾 関 哲 夫	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会16回すべてに出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監 査 役	伊 藤 倫 文	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、また、監査役会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	林 孝 雄	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会11回のうち10回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。
監 査 役	坂 野 郁 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会16回のうち15回に出席し、業務の適正化の観点から発言を行っております。

(注) 社外監査役林孝雄につきましては、2019年1月31日の辞任による退任までの状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し、体制の整備に努めております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他各管理マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、コンプライアンス委員会の設置、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」など、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催するものとし、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に幹部会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより速やかに取締役提供しており、一層の精度及び迅速化のための改善を図っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めています。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部公益通報保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

⑨ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役（会）は、内部監査室及び会計監査人とは必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告するなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を、定期的に取り締役会に報告し、必要に応じて見直しをする体制を整えております。

当事業年度におきましては、内部統制監査及び業務監査を実施し、取締役会に報告いたしました。また、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的に、コンプライアンス委員会を定期的を開催するほか、顧問弁護士等を講師とした法律研修会も定期的を開催しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の方針は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者の提示し

た条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが、必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主及び投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記イ.の当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、この取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

イ. 企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、当社が独自に考案・構築した店舗運営を支援する次の仕組みであります。

すなわち、顧客ニーズの把握と新たな創出を可能とする自社企画開発力、地域社会に密着した着実な営業展開に取り組んでいる路面店舗及び商業施設へのインショップ型店舗、販売委託制オーナーシステムによる出店地域在住の加盟者との共存共栄体制による地域密着型店舗販売業務の実現、E O S（電子式補充発注システム）オンラインシステムによる店舗・お取引先様・本社・物流センター（外部委託業者）のネットワークを形成する当社独自の物流システムの構築、柔軟性・拡張性に優れたITシステムの運用が、当社の企業価値の源泉となっております。

そして、これらの企業価値の源泉を支えるのは、高付加価値を醸成する商品調達や商品企画・開発、店舗開発、ストアオペレーションの従事者及び手芸専門講師等のほか、オーナーシステム店舗オーナー等の人材であります。

ロ. 企業価値向上への取組みについて

当社は、創立当時から多様な手芸用品を中心とした「ヒト」と「モノ」との関係を常に探求しております。手芸・クラフトによる、学ぶ・作る・身につける・飾る・贈るというライフスタイルを重視した心豊かな暮らしとともに、全国店舗展開による地域社会への貢

献に取り組んでおり、以下の中期経営計画の基本方針のもと、一層の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上に邁進していく所存であります。

〈中期経営計画の基本方針〉

当社では、2018年7月より「構造改革」に取り組んでまいりました。今後は、その成果を確固たるものとすべく『藤久リボンプラン』として、より一層踏み込んだ施策を実施し、2021年6月期での黒字転換を目標としております。具体的には、①不採算店舗を、3年間で100店舗を目途として積極的に閉鎖するほか、本部人員のスリム化を含めたリストラクチャリングによる生産性の向上 ②オムニチャネルによる、実店舗とECとの相互送客の実現 ③物流システムの見直しによる、輸送業務の効率化 ④店舗運営部門の子会社化による意思決定の迅速化 ⑤利用予定のない自社所有固定資産の売却 ⑥従来取引の見直しによる仕入コストの低減、などを強力に推進してまいります。

そして、昨年制定したビジョン「お客様が心豊かな暮らしを実現できるよう、『作る喜び』『贈る喜び』と共に、つねに新たな価値をお届けし、地域でいちばん愛されるお店を目指します。」を実現するために、当社の強み（①現場力 ②スケールメリット ③情報力）を活かした「全社戦略」を全役職員が共有し、邁進することで、会社の収益力を回復させ、業績の向上を図ってまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスの取組みについて

当社のコーポレート・ガバナンスについては、経営理念「信用」、経営理念の実現に向け定めた「藤久の行動規範」に則り、コンプライアンスの重要性を認識することはもとより、本来の事業を通じて広く社会に貢献し、企業価値を継続的に向上させることが、重要な経営課題であると認識しております。

当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え随時必要に応じて開催する幹部会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。定例開催の幹部会には、社外取締役2名及び常勤監査役も出席しております。監査役につきましては3名全員を社外監査役とし、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

当社は、社外取締役2名を独立社外役員としております。社外役員につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて作成した、当社における社外役員の独立性に関する基準をもとに選任しており、独立性の高い経営監視体制・監督体制が構築されていると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、2017年8月10日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的な内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、2017年9月27日開催の当社第57期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは2014年9月26日開催の当社第54期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、その内容を修正のうえ更新したものであります。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります（本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<https://fujikyu-corp.co.jp/>）で公表しております2017年8月10日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

イ. 本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付行為を行い、または行おうとする者に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保したうえで、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に対代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ロ．新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様に出資株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ハ．独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ニ．情報開示

当社は、本プランに従い、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時かつ適切に情報開示を行います。

- ④ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- イ. 買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- ロ. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ハ. 株主意思を重視するものであること
- ニ. 独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
- ホ. 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件を設定していること
- ヘ. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること
- ト. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、全国展開する店舗網の拡充・強化により、継続的な事業の拡大と経営基盤の確立を目指すため、キャッシュ・フローを重視したローコスト経営の推進で収益力の向上に努めるとともに、長期的な視点で健全な財務体質の維持・強化を図るほか、利益配分につきましては収益の状況や配当性向を総合的に勘案したうえ、利益還元を行うこととしております。

しかしながら、当事業年度においては、営業損失、経常損失及び当期純損失の計上となりましたため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

『藤久リボーンプラン』の成果を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

（注） 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,811,276	流 動 負 債	3,441,124
現 金 及 び 預 金	3,041,629	支 払 手 形	66,995
受 取 手 形	370	電 子 記 録 債 務	918,192
電 子 記 録 債 権	688	買 掛 金	644,883
売 掛 金	149,989	短 期 借 入 金	450,000
商 品	5,858,293	リ ー ス 債 務	127,091
貯 蔵 品	2,367	未 払 金	550,770
前 渡 金	303	未 払 費 用	263,620
前 払 費 用	185,779	未 払 法 人 税 等 金	173,246
営 業 未 収 入 金	514,253	前 受 り 金	4,732
そ の 他	59,049	前 受 収 益	85,118
貸 倒 引 当 金	△1,448	賞 与 引 当 金	4,535
固 定 資 産	2,910,861	ポ イ ン ト 引 当 金	15,063
有 形 固 定 資 産	1,275,627	資 産 除 去 債 務	60,279
建 物	71,688	そ の 他	49,562
構 築 物	145	固 定 負 債	27,030
車 両 運 搬 具	4,638	長 期 借 入 金	2,173,628
器 具 及 び 備 品	34,597	リ ー ス 債 務	1,050,000
土 地	1,163,667	繰 延 税 金 負 債	147,489
リ ー ス 資 産	889	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,026
無 形 固 定 資 産	92,237	資 産 除 去 債 務	206,898
ソ フ ト ウ ェ ア	92,237	長 期 預 り 保 証 金	534,799
投 資 そ の 他 の 資 産	1,542,996	そ の 他	129,428
投 資 有 価 証 券	76,643	負 債 合 計	100,986
出 資 金	100	(純 資 産 の 部)	5,614,752
長 期 前 払 費 用	4,211	株 主 資 本	7,096,905
差 入 保 証 金	1,457,920	資 本 金	2,375,850
そ の 他	4,120	資 本 剰 余 金	56,080
資 産 合 計	12,722,138	そ の 他 資 本 剰 余 金	56,080
		利 益 剰 余 金	4,665,952
		利 益 準 備 金	150,169
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,515,783
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,515,783
		自 己 株 式	△976
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,479
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,479
		純 資 産 合 計	7,107,385
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,722,138

損 益 計 算 書

（ 2018年 7 月 1 日から
2019年 6 月 30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,939,207
売 上 原 価		7,872,508
売 上 総 利 益		11,066,698
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,598,850
営 業 損 失 (△)		△1,532,151
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,299	
受 取 配 当 金	2,115	
協 賛 金 収 入	5,258	
受 取 手 数 料	16,824	
そ の 他	5,568	31,065
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,297	
雇 用 支 援 納 付 金	2,000	
そ の 他	1,189	15,486
経 常 損 失 (△)		△1,516,573
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20,372	
受 取 補 償 金	4,885	
違 約 金 収 入	1,000	26,258
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,714	
減 損 損 失	1,317,231	
店 舗 閉 鎖 損 失	29,041	1,352,986
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△2,843,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	138,609	
法 人 税 等 調 整 額	△62,185	76,424
当 期 純 損 失 (△)		△2,919,725

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から)
(2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 資 本 剩 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剩 余 金		
当 期 首 残 高	2,375,850	56,080	150,169	8,390,000	△954,491	△976	10,016,631
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失					△2,919,725		△2,919,725
別 途 積 立 金 の 取 崩				△8,390,000	8,390,000		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△8,390,000	5,470,274	—	△2,919,725
当 期 末 残 高	2,375,850	56,080	150,169	—	4,515,783	△976	7,096,905

	評 価 ・ 換 算 等 差 額	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	
当 期 首 残 高	22,066	10,038,698
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△2,919,725
別 途 積 立 金 の 取 崩		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,587	△11,587
当 期 変 動 額 合 計	△11,587	△2,931,312
当 期 末 残 高	10,479	7,107,385

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む） 8年～50年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。均等償却しております。

④ 長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

- | | |
|-----------------------------|---|
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 |
| (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 | |
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「雇用支援納付金」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

3. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額を直接控除した各資産の資産項目別の減価償却累計額

① 建物	1,558,801千円
② 構築物	194,398千円
③ 車両運搬具	15,796千円
④ 器具及び備品	310,890千円
⑤ リース資産	400,382千円

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産のグループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所		種類	減損損失（千円）
営業店舗	北海道地区	8 店舗	建物	755,606
	東北地区	34店舗		
	関東地区	96店舗	構築物	24,941
	中部地区	121店舗	器具及び備品	20,938
	近畿地区	40店舗	リース資産	173,597
	中国地区	25店舗	長期前払費用	47,804
	四国地区	6 店舗	土地	156,432
	九州地区	32店舗		
通信販売事業	中部地区		土地	250
賃貸用資産	中部地区	2 物件	建物	4,896
			構築物	10
	九州地区	1 物件	器具及び備品	0
			土地	65,442
遊休資産	中部地区	1 物件	土地	286
本社資産	中部地区	ソフトウェア		35,161
		その他		31,863
計				1,317,231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また、通信販売事業については事業単位、賃貸用資産（閉鎖店舗含む）及び遊休資産については物件単位ごとにグルーピングし、減損損失の認識を行っております。また、本社設備等のその他の資産については、共用資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、また、継続してマイナスとなる見込みである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、資産グループごとの回収可能価額は、土地等については正味売却可能価額により測定しており、不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。また、その他の資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能価額は零と算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4, 205, 000株	一株	一株	4, 205, 000株

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	434株	一株	一株	434株

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,609千円
未払事業税	10,534
未払事業所税	7,892
ポイント引当金	18,445
未払費用	16,901
たな卸資産	41,976
資産除去債務	178,814
確定拠出年金掛金	1,731
減価償却超過額	11,678
役員退職慰労引当金	63,310
一括償却資産	3,423
退職時支給未払退職金	30,901
減損損失累計額	535,823
繰延資産	18,867
投資有価証券	7,234
ソフトウエア	10,954
税務上の繰越欠損金	776,389
その他	11,312
繰延税金資産小計	1,750,802
評価性引当額	△1,750,802
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
建設協力金	△841千円
その他有価証券評価差額金	△3,185
繰延税金負債合計	△4,026
繰延税金負債の純額	△4,026千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 事業年度の末日における取得原価相当額 | 77,400千円 |
| (2) 事業年度の末日における減価償却累計額相当額 | 76,273千円 |
| (3) 事業年度の末日における未経過リース料相当額 | 3,063千円 |
| (4) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項 | 該当事項はありません。 |

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し運用しており、また、資金調達については投資資金を中心として銀行借入で調達しております。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	3,041,629	3,041,629	—
② 受取手形 (※)	369	369	—
③ 電子記録債権 (※)	687	687	—
④ 売掛金 (※)	149,671	149,671	—
⑤ 営業未収入金 (※)	513,163	513,163	—
⑥ 投資有価証券			
その他有価証券	74,143	74,143	—
⑦ 差入保証金	1,457,920	1,454,349	△3,570
資産計	5,237,586	5,234,015	△3,570
① 支払手形	66,995	66,995	—
② 電子記録債務	918,192	918,192	—
③ 買掛金	644,883	644,883	—
④ 未払金	550,770	550,770	—
⑤ 未払法人税等	173,246	173,246	—
⑥ 借入金	1,500,000	1,503,289	3,289
⑦ リース債務	274,581	275,131	550
⑧ 長期預り保証金	129,428	122,377	△7,050
負債計	4,258,098	4,254,887	△3,210

(※) 貸借対照表計上額は、受取手形、電子記録債権、売掛金及び営業未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- ① 現金及び預金、② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 営業未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- ⑦ 差入保証金
差入保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- ① 支払手形、② 電子記録債務、③ 買掛金、④ 未払金、⑤ 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 借入金、⑦ リース債務
これらの時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規取引又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- ⑧ 長期預り保証金
長期預り保証金の時価の算定は、対象の将来キャッシュ・フローが発生すると予想される期間ごとに区分を行い、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当社の信用リスクに相当する部分を調整した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,500千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ⑥ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び店舗等を所有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は20,216千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、減損損失は70,636千円、固定資産売却益は19,230千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
561,623	△160,025	401,598	464,190

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度の主な減少額は、不動産売却(83,953千円)、減価償却費(5,676千円)及び減損損失(70,636千円)であります。

（注３）当事業年度末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」に基づく金額、その他の物件については、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第13項を適用し、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額	1,690円40銭
② １株当たり当期純損失	△694円42銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月9日

藤久株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村浩司	⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡宏仁	⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、藤久株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月20日

藤 久 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 尾 関 哲 夫 ⑩

監 査 役 伊 藤 倫 文 ⑩

監 査 役 坂 野 郁 夫 ⑩

(注) 監査役尾関哲夫、監査役伊藤倫文及び監査役坂野郁夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 監査役 2 名選任の件

監査役尾関哲夫氏及び伊藤倫文氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役 2 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	伊 藤 珠 実 (1973年11月26日生)	1997年 9 月 公益社団法人日本監査役協会入社 2019年 8 月 同社退職	一株
	伊藤珠実氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、長年にわたる日本監査役協会での勤務を通じて、監査実務に関する知識や見識を有しており、その知見を活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		
2	福 海 照 久 (1970年 1 月 6 日生)	1998年 5 月 税理士登録 2002年 8 月 福海照久税理士事務所開設（現任）	一株
	福海照久氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。		

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 伊藤珠実氏及び福海照久氏は、新任の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、伊藤珠実氏及び福海照久氏の選任が承認された場合、両氏との間で、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
お ぎ けい 哲 夫 (1949年10月9日生)	1974年4月 ソニーサービス(株)(現ソニーマーケティング(株))入社 2006年7月 トヨセツ(株)入社 2007年1月 同社総務部長 2008年1月 (株)アイビス監査役 2009年3月 税理士登録 2011年9月 当社社外監査役 2012年9月 当社常勤監査役(現任)	1,000株
尾関哲夫氏は、2011年より当社の社外監査役に就任し、2012年以降は当社の常勤監査役を務めるなど、当社事業全般に精通しており、企業監査経験も豊富であります。また、税理士として、財務及び会計に関する高い知見を有しており、その知見を活かすことで、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾関哲夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 尾関哲夫氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 尾関哲夫氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役尾関哲夫氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
尾 関 哲 夫	2011年9月 当社社外監査役 2012年9月 当社常勤監査役(現任)

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに栄監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が栄監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の規模、独立性、専門性、監査報酬及び内部管理体制などを総合的に勘案し検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

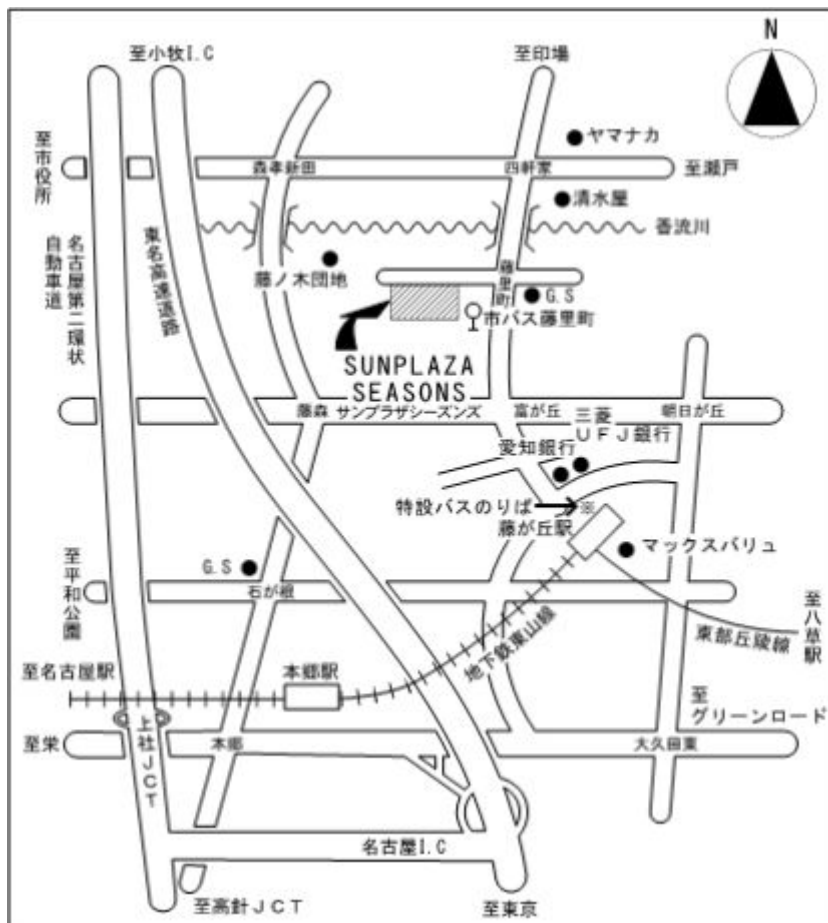
(2019年8月20日現在)

名 称	栄監査法人	
事 務 所	主たる事務所 その他の事務所	名古屋市中村区名駅5-4-14 大阪市中央区上本町西5-3-16
沿 革	1975年11月 1981年7月 1982年7月	栄公認会計士共同監査事務所設立 事務所を改組し、栄監査法人を設立 大阪事務所を開設
概 要	<構成人員> 社員（公認会計士） 職員（公認会計士）	10名 23名

以 上

—メ モー

定時株主総会会場ご案内図



- 会 場 名古屋市名東区藤里町1601番地
サンプラザシーズンズ2階 藤の間 電話(052)774-0211
- 交 通 地下鉄 東山線「藤が丘駅」下車約1.2km
市バス 地下鉄東山線「藤が丘駅」より本地住宅行「藤里町停留所」下車
- ※地下鉄藤が丘駅前ーサンプラザシーズンズ間で無料シャトルバスが運行されて
おります。
地下鉄藤が丘駅下車（2番出口）、特設バスのりば（ドラッグストア『マツモト
キヨシ』前）より午前9時00分、9時20分、9時40分発をご利用ください。
- ※なお、当会場の駐車場台数には限りがございますので、できる限り公共交通機関
をご利用ください。